



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

もうすぐ彼岸ですが、ようやくここ最近朝夕を中心に涼しくなったと実感するようになりました。今年は新型コロナや急な猛暑などもあって、いつも以上に急に涼しくなってほっとして逆に動けなくなった、だるさを感じる、といったお話もちらほら聞かれます。台風も今のところは一段落していますので、この連休はゆっくり過ごす時間に充てられるのも良いかもしれません。



今回はオリジナルの記事は、営業損害の範囲等に関する注意点についての記事と、家族で新型コロナ感染の疑いがある従業員がいる場合の会社としての対応等に関する記事を取り上げました。それ以外の記事は今回は税務会計に関するものになります。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウイルスの早い終息をお祈り申し上げます。

営業できなくなったことによる損害の賠償をしたい。問題となる点はあるのでしょうか？

20.09.14 | オリジナルメルマガ



従業員の無断欠勤の継続による穴が生じたことでの損害・水漏れなどにより店舗が営業できなくなったことでの損害・不正行為によって得意先を奪われて売り上げが落ち込んだことの損害等、営業利益を賠償請求したいケースというのが生じることはよくあります。ここで問題となるのは、賠償請求できるだけの理由があるのかどうか・実際に営業損害といえるのはどこまでなのかという話になります。



○賠償請求できるだけの理由とは？

賠償請求できるだけの理由には、契約の不履行がある・不法行為と評価できるだけの行為が相手方にあるなど法律上賠償請求を基礎づけるだけの事実関係が必要となります。

先ほど挙げたケースはいくつか典型例をあげました。従業員には正当な理由なく欠勤はできませんので、無断欠勤があれば雇用契約の不履行として賠償義務が生じます。水漏れが発生した場合に当然に賠償義務が生じるわけではありませんが、建物の欠陥があり放置をしていた・相手先が無理な使い方をしていた場合に

は賠償義務が生じることがあります。最後の不正行為により取引先が奪われたというのが一番難しくなります。理由は、取引先を付け替えるための行為は原則として自由競争の中で行われるもので賠償請求の原因にはならないためです。引き抜くだけでなく営業秘密を持ち出させる行為があった・引き抜きの方法に重大な問題があったというやや特殊なケースで賠償請求を基礎づけるだけの事情があったと言えます。

このように何でもかんでも賠償請求ができるわけではないのには注意をする必要があります。

○営業損害とは？

営業損害とは単に売り上げが落ち込んだ金額全て・言い値で決まるというわけではありません。損害というからには実際に生じた金額(売り上げの落ち込み・収益の減少など)といえる必要があります,賠償請求の原因から通常生じたといえるだけのものである必要があります。

営業損害については生じたかどうか特に請求される相手方には見えないので,資料の開示(例えば,決算書や月次試算表等)を求められるケースがあります。ここでの資料の正確性や他の資料との整合性も問題となることがあります。先に資料の点でいえば,青色申告をしている場合の決算書については信用性が高いと考えられています。これは備え付けの帳簿で記帳をしその結果を踏まえて間違いなどを直したものと捉えられているためです。月次試算表も同様の点はあるものの,確定値でないこともあって決算書の数字との整合性が問題にされることもあります。

先ほどの事故や行為によって生じた売り上げや収益の減少が損害の出発点になりますが,対比を資料を基にきちんと行う必要があります。前年1年との比較を行う・事故や行為の前3カ月との対比を行う等がありますが,いずれにしても,先ほどのような決算書や試算表その他の資料(一日ごとの売り上げや支出の記録など)で行うこととなります。売り上げの変動には他の要因(現在であれば新型コロナウイルスの影響による減少など)がどの程度寄与しているかを考える必要があります。

売り上げが上がらない場合に売り上げとある程度比例してかかる経費も掛からないこととなります。この経費分は損害から除く必要があります。製造業や販売を行う場合には,下がった分の仕入れ分はかからずに済んだ費用にあたります(今後の販売などに使うことができます)ので,ここは差し引く必要があります。これに対し,人件費など固定的にかかる費用については差し引くことはできません。例えば,最近報道されていた新型コロナウイルスに感染したということでの休みの申請が実は嘘で,申請に基づいて消毒や休業をした場合には,休業自体は会社側の都合によるものであるため給料の支払い義務は生じます。ここでの給料分は固定費となるというものです。家賃やリース代など何が生じても支払う義務が残る部分も同じく固定費として考えていくこととなります。ちなみに,支払いを免れた経費を考える際の一つの表法として粗利率(売上原価率)を考えて,この粗利率に該当しない分を支払いを免れた費用(材料などにあたる部分)と考える方法もあります。

このように資料面や売り上げ減少分・経費をどう考えるのかという問題のほかに、そもそも損害といえるだけの売り上げ減少が生じているのか賀問題になることもあります。例えば、先ほどの無断欠勤のケースで、他の従業員が頑張ることで売り上げの減少が生じていない場合には損害があるのかという話が出てきます。この場合には、売り上げ減少という意味での営業損害は生じていないことになります。ただし、経費の増大(例えば、残業をする必要が出たため残業代が生じた・パートなどの採用により労務コストが増えた・外注を追加する必要が生じて費用が掛かった)といった場合には、その費用が損害になります。ここでは売り上げ減少というのとは異なる意味で損害があると考えられることになります。ちなみに、この場合でもそのパートの方が行う業務の内容や該当期間(無断欠勤期間のみ)・残業(問題となる方の担当業務の従事状況と残業が穴埋めのために生じたものといえるのか)・外注の内容や費用を資料で示すことが問題となることは考えられます。

このほか、例えば風評被害など、問題となる行為と売り上げなどの減少との因果関係(そこまで影響が会ったものといえるのか)という問題があります。これは問題となる行為の内容と影響状況により左右されますが、この点を帳簿資料も含めて考えていく必要があります。単純に売り上げ減少が確認できること=損害とは言えない点に注意が必要となるでしょう。

このように営業損害というのは、支払い義務が生じるケースなのか・資料はあるのか・どこまでが該当するのか等様々な問題が生じていきます。

従業員の家族が感染リスクのある県外から帰省。自宅待機を求めたときの給与や感染が判明したときの対応は？

20.09.14 | オリジナルメルマガ



新型コロナの感染状況は落ち着きつつあるものの、未だ収まらない地域もあります。そういった地域に行っていた家族（大学生や単身赴任中の夫など）が戻ってくるという話が従業員の方から出てくる場合があります。その場合、仮に感染が判明し、クラスター発生などがあれば事業に大きな影響が出て来かねないことから、そういった従業員がいると自宅待機を求めたい、というケースが特に多いと思います。その場合、従業員に感染の有無について報告を求める、あるいはその間の給与はどうか、などについて今回は取り上げます。



○従業員に自身や家族の新型コロナへの感染について報告を求められる？

この点、会社は従業員との方の労働契約に伴い、従業員が生命、身体などの安全を確保しつつ働くことができるよう、必要な配慮をする義務があるとされています。そのため、会社は職場でのクラスターが発生しないようにする必要性があるといえます。

もし、感染を防止する措置が何も取られないままクラスターなどが発生すれば、感染した従業員から損害賠償請求されるリスクもあることからすれば、会社としては従業員が新型コロナに感染・あるいは感染の可能性がある場合、報告を求めることができます。また、同居している家族が感染、あるいは感染した可能性があることが判明したときでも、従業員は濃厚接触者として感染している可能性があるといえますので、やはり報告を求めることは可能です。

○感染者発生について会社としてはどの程度公表すべき？

ここ最近では、公表することで逆に会社や感染者個人（とされる人）が誹謗中傷されるケースが続出していますが、利用者やお客様など、会社外の濃厚接触者からの感染への防止策をとるため、感染者が判明すれば公表するのが基本になってきます。

この場合、自社での感染者発生の状況(営業所がどこか・どの程度の人数が発生しているのか、他の従業員の検査もしたのか、その結果概要等)とともに対応策(社内の消毒の有無や営業をどの程度休業するのかどうか)など必要な範囲で公表することになります。ただし、感染が判明した方の個人情報(氏名・住所・基礎疾患等)はわからないようにする必要があります。個人の方の病歴などに関する情報は「要配慮個人情報」と呼ばれ規制が強くなるので注意が必要です。これは、こういった病歴等は個人にとって重要な情報でかつ知られたくない性質のものであるため、法令で定める例外がない限り本人の同意なく公表はできないとされています。

なお、最近ではこういった新型コロナ感染に関する情報を公表した場合のひぼう中傷に対する対応は考えておく必要があります。放置できるレベルであればそのままにしてもよいですが、会社のホームページで情報を公表したところ、ホームページに感染した従業員に危害を加える等、従業員への安全にかかわる内容を書き込む・会社に苦情等の電話が殺到するといった場合も考えられます。脅迫・業務妨害にあたるような内容・アクセス状況であれば、警察への相談や、今後に備えた証拠の保全(会社ホームページへの書き込み・電話の録音など)も行っておくことが必要になってきます。

○従業員が感染しているか不明な場合、給与の支払いはする必要？

従業員の方が実際に同居している家族から新型コロナをうつされて感染した場合には、従業員の方はそもそも就業ができなくなりますので、会社の責めに帰するような休業にあらず、休業手当の支払をする必要はありません。

被用者保険に加入している従業員の方であれば、要件を満たせば健康保険の傷病手当金の支給を受けたり、あるいは有給休暇未消化の場合は従業員の方が自分で有給をとることで給与未支給をさけることも考えられます。

○従業員に新型コロナに感染していないか証明を求めることはできる？

この点、感染したかどうか確認するためのPCR検査は現在医師が診療に必要と判断した場合、あるいは自治体が公衆衛生上必要とした場合にしか認められていません。

また、感染していた場合であっても、医師が判断して入院や宿泊での療養などを終了してもよい、ということになれば勤務再開にあたり陰性になったことの証明は求められていません。

そのため従業員が会社に復帰するにあたって、新型コロナに感染していないことの証明（陰性証明）をPCR検査の受診で求めることはできないといえます。

なお、新型コロナについての就業制限の基準は変更が頻繁にされていますので、厚生労働省の発表に注意する必要があります。今の時点での最新は令和2年6月25日の発表になっています。

使用するタイミングで勘定科目が異なる！ 収入印紙の会計方法

20.09.08 | ビジネス【税務・会計】



法人に課せられる税金のなかでも、特殊なのが『印紙税』で

す。

印紙税が課税されるのは、印紙税法で定められた『課税文書』に限られており、郵便局や法務局などの指定を受けた場所で『収入印紙』を購入し、課税文書に貼り付け、消印することで印紙税を納付したことになります。

この収入印紙は、購入代金を経理処理する際、納付するタイミングによって、勘定科目が『租税公課』か『貯蔵品』に仕訳されます。

今回は、印紙税についての基礎知識を解説していきます。

20種類の課税文書と印紙税額とは



会社を設立して法人になると、法人税や法人事業税などさまざまな税金を納めることになります。

『印紙税』も、そのなかの一つです。

印紙税は**印紙税法で定められた課税文書にかかる税金**のことで、**20種類の文書が指定されています**。

経理として扱うことが多いのは、やはり領収書や、売上代金にかかる受取書、不動産などの契約書、業務の請負に関する契約書などではないでしょうか。

印紙税はそれぞれの文書により金額が異なり、たとえば売上代金にかかる受取書であれば、記載金額が5万円未満なら非課税で、5万円以上100万円以下の場合には200円の印紙税が発生します。

記載金額が大きくなれば印紙税額も増え、10億円を超えるものには20万円の印紙税が課税されることになります。

また、会社設立のときに作成される定款の原本も課税文書の一つで、4万円の印紙税が発生します。ほかにも、金銭または有価証券の寄託に関する契約書は一律200円、配当金領収証は3,000円以上のものに200円など、それぞれ納付金額が定められています。

印紙税は収入印紙を購入し、課税文書に貼り付けて消印（その文書と印紙の彩紋にかけて判明に印紙を消す）をすることで納めます。

必要なはずの課税文書に収入印紙を貼らないまま処理してしまった場合は、**納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額に当たる過怠税が徴収されるので注意が必要です。**

また、貼り付けた印紙を所定の方法によって消さなかった場合には、消されていない印紙の額面金額と同額の過怠税を徴収されることになっています。

保管時と使用時で異なる収入印紙の勘定科目

収入印紙の購入代金を経理処理する際には、収入印紙を購入してすぐに使用する場合と、しばらく保管しておく場合とで、勘定科目が変わってきます。

収入印紙は、郵便局や法務局、役所などのほか、コンビニエンスストアやたばこ専売店、酒店などでも取り扱っており、多くの場合は店先に『収入印紙販売』と表示されています。

ただし、コンビニなどでは購入できる収入印紙の種類が少ない場合もあるので、購入する際は前もって確認しておきましょう。

収入印紙の購入代金は原則的に、消費税や固定資産税などと同じ『租税公課』として費用計上しますが、これは購入してすぐに使用する場合に限りです。

一般的に、収入印紙は一定数をまとめて購入し、会社にストックしておくことが多いですが、すぐに使わないものは、経理処理上、『貯蔵品』として計上します。

そして、『貯蔵品』として計上した収入印紙は、**使用するタイミングで租税公課に振り替えることができます。**

いつか使うからといって、ストック分の収入印紙まで『租税公課』として計上するのではなく、すぐに使う予定のない分は『貯蔵品』として計上しておきましょう。

また、購入時には『租税公課』として計上しておき、決算時に未使用の収入印紙について『貯蔵品』に振り替える方法もありますので、会社の使用状況によって経理方針を決めるとよいでしょう。

なお、収入印紙は郵便局や役所などで購入した場合は、消費税は課せられませんが、金券ショップなどで購入すると、消費税が含まれている場合があります。

このときは、収入印紙自体の値段を『租税公課』として計上し、かかった消費税分を『仮払消費税』に区分します。

また、近年は契約書や領収書、受取書のデータ化が進んでいます。

課税対象はあくまで課税文書だけなので、**電子契約の場合はこれに該当せず、収入印紙が不要になります。**

国税庁も『注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないため、印紙税の課税原因は発生しないものとする』という見解を示しています。

小規模な取引では収入印紙の額も少額ですが、取引の規模が大きくなれば大きくなるほど、その額もかさんでいきます。

収入印紙の勘定科目は使用するタイミングで異なることを念頭に置き、取引の際は節税のために電子契約に切り替えるのもよいかもしれません。

※本記事の記載内容は、2020年9月現在の法令・情報等に基づいています。